

# 知っておこう！第三者行為求償について

**第三者行為（交通事故等）の治療で国保を使用する場合は届出が義務化されています。**

## 示談をする前にご相談を！

示談を先に結んでしまうと、保険者（市町村等）から加害者（または保険会社）へ医療費の請求ができなくなる場合があります。

**必ず示談をする前に保険者（市町村等）の窓口までご相談ください。**

※示談とは、事故の加害者と被害者が、損害賠償の内容（治療費・修理費・慰謝料等）を話し合いで決め、「この内容で解決する」と合意することです。

⚠️ 示談を結ぶ前に次の点を必ず確認してください。

- ・国保を使って治療していることが加害者（または保険会社）に伝わっているか。
- ・保険者（市町村等）へ届出を提出しているか。
- ・示談を結ぶことについて保険者（市町村等）へ相談しているか。

## ○第三者行為求償の治療で国保を使用する場合、保険者（市町村等）への届出が義務付けられています。

第三者行為の治療費について国保を使用する場合、本来、相手方（加害者）が負担すべき治療費を国保の保険者（市町村等）が一時的に立て替える状態となります。

そして、保険者（市町村等）の治療費立替分に関しては、保険者（市町村等）から相手方（加害者）へ負担を求めることがあります。

被保険者からの届出に基づき、保険者（市町村等）は相手方（加害者）へ請求するため、保険者（市町村等）への届出が必要になります。

### ＜届出に必要なもの＞

- ① 第三者行為による傷病届
- ② 交通事故証明書（交通事故の場合）
- ③ 人身事故証明書入手不能理由書  
(交通事故の場合であって、交通事故証明書に物件事故と記載されている場合)
- ④ 事故発生状況報告書
- ⑤ 同意書又は念書
- ⑥ 誓約書（加害者の方が記入してください）

※①から⑥の他に本人確認書類や印鑑等が必要になりますので、届出の際は、保険者（市町村等）の窓口へ連絡し、届出に必要な書類の確認をしてください。